

議案第84号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴いこれらの規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改めるとともに、福岡県食品取扱条例の廃止に伴い同条例の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査等の事務に係る手数料を廃止する等の必要があるによる。

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「別表48の項及び52の項」を「別表42の項及び46の項」に改める。

別表中

7 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料			
8 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定（以下「食品衛生法等の規定」という。）に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	常設営業	新規	16,000
			更新	8,000
		露店営業	新規	16,000
			更新	6,000
		仮設営業	新規	8,000
更新	6,000			
臨時営業	2,500			

議案第84号

9 食品衛生法等の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	常設営業	新規	9,600
			更新	4,800
		露店営業及び仮設営業	新規	4,800
			更新	3,600
		臨時営業	2,500	
10 食品衛生法等の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	常設営業	新規	14,000
			更新	7,000
		露店営業及び仮設営業	新規	7,000
			更新	5,200
		臨時営業	2,500	
11 食品衛生法等の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	新規		14,000
		更新		7,000
12 食品衛生法等の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	常設営業	新規	14,000
			更新	7,000
		露店営業及び仮設営業	新規	7,000
			更新	5,200
		臨時営業	2,500	
13 食品衛生法等の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	新規		21,000
		更新		10,500
14 食品衛生法等の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規		21,000
		更新		10,500
15 食品衛生法等の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	新規		21,000
		更新		10,500
16 食品衛生法等の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	新規		9,600
		更新		4,800

17 食品衛生法等の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	新規	9,600	
		更新	4,800	
18 食品衛生法等の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	新規	21,000	
		更新	10,500	
19 食品衛生法等の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	新規	9,600	
		更新	4,800	
20 食品衛生法等の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	新規	21,000	
		更新	10,500	
21 食品衛生法等の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	新規	9,600	
		更新	4,800	
22 食品衛生法等の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規	21,000	
		更新	10,500	
23 食品衛生法等の規定に基づく魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	常設営業	新規	16,000
			更新	8,000
		仮設営業	新規	8,000
			更新	6,000
臨時営業	2,500			
24 食品衛生法等の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	新規	21,000	
		更新	10,500	
25 食品衛生法等の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規	21,000	
		更新	10,500	
26 食品衛生法等の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規	21,000	
		更新	10,500	

を

議案第84号

27 食品衛生法等の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	新規	14,000
		更新	7,000
28 食品衛生法等の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	新規	21,000
		更新	10,500
29 食品衛生法等の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	新規	14,000
		更新	7,000
30 食品衛生法等の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	新規	21,000
		更新	10,500
31 食品衛生法等の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	新規	21,000
		更新	10,500
32 食品衛生法等の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	新規	16,000
		更新	8,000
33 食品衛生法等の規定に基づくしょう油製造業の許可の申請に対する審査	しょう油製造業許可申請手数料	新規	16,000
		更新	8,000
34 食品衛生法等の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	新規	16,000
		更新	8,000
35 食品衛生法等の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	新規	16,000
		更新	8,000
36 食品衛生法等の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	新規	14,000
		更新	7,000
37 食品衛生法等の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	新規	14,000
		更新	7,000
38 食品衛生法等の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	新規	14,000
		更新	7,000

39 食品衛生法等の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	新規	21,000
		更新	10,500

7 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料			
8 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定（以下「食品衛生法等の規定」という。）に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	常設営業及びろ店営業	新規	16,600
			更新	8,300
		仮設営業	新規	10,000
			更新	7,000
臨時営業		3,000		
9 食品衛生法等の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機営業許可申請手数料	新規	9,800	
		更新	4,900	
10 食品衛生法等の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	新規	9,800	
		更新	4,900	
11 食品衛生法等の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	新規	9,800	
		更新	4,900	
12 食品衛生法等の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規	21,400	
		更新	10,700	
13 食品衛生法等の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	新規	9,800	
		更新	4,900	
14 食品衛生法等の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	新規	21,400	
		更新	10,700	
15 食品衛生法等の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規	21,400	
		更新	10,700	

議案第84号

16 食品衛生法等の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
17 食品衛生法等の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
18 食品衛生法等の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
19 食品衛生法等の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
20 食品衛生法等の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
21 食品衛生法等の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
22 食品衛生法等の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
23 食品衛生法等の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	新規	16,600
		更新	8,300
24 食品衛生法等の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
25 食品衛生法等の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
26 食品衛生法等の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700

に

27 食品衛生法等の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規	16,600
		更新	8,300
28 食品衛生法等の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	新規	16,600
		更新	8,300
29 食品衛生法等の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
30 食品衛生法等の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
31 食品衛生法等の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
32 食品衛生法等の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
33 食品衛生法等の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規	25,000
		更新	12,500
34 食品衛生法等の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700
35 食品衛生法等の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	25,000
		更新	12,500
36 食品衛生法等の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
37 食品衛生法等の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	新規	16,600
		更新	8,300

38 食品衛生法等の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	新規	14,400
		更新	7,200
39 食品衛生法等の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	新規	21,400
		更新	10,700

改め、同表中40の項から45の項までを削り、46の項を40の項とし、47の項から81の項までを6項ずつ繰り上げ、同表82の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同項を同表76の項とし、同表中83の項を77の項とし、84の項から94の項までを6項ずつ繰り上げ、同表備考第2項中「1週間を限度とする」を「2週間以内の」に改める。

第2条 福岡市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表72の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表74の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表76の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表80の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表81の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表82の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条中別表82の項の改正規定及び同表備考第2項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の福岡市衛生関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表8の項から39の項までの規定は、この条例の施行の日以後に食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の規定に基づき行った営業の許可の申請に対する審査について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受

けている者が、当該許可に係る有効期間の満了に際し、引き続き当該許可を受けている営業を営もうとして改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可を受けようとする場合の手数料については、同項の許可の申請を許可の更新の申請とみなして、改正後の条例の規定を適用する。